

E i w a N e w s

「新公益法人制度」の運用状況について

平成24年3月
(No. 080)

平成24年4月1日は、私たちの事務所の司法書士にとって、特別な日曜日です。何十年にわたり、「平日のみ」の営業を貫いてきた全国の法務局（登記所）が、日曜日に営業することとなった日です。

休日に登記を申請するために法務局へ行く機会は、これが最初で最後になるかもしれませんので、私たちの事務所の司法書士は、4月1日に出勤する予定です。

法務局に休日営業をさせる原因となったのは、最近、新聞・報道等で取り上げられることも多い「新公益法人制度」です。

「新公益法人制度」は、民法に基づき設立された「従来の公益法人」に、今までより厳格な要件が求められる「公益認定法人」と、今までより公益性の薄い（自由度の高い）「一般法人」のいずれかに移行することを選ばせるものです。

この公益認定法人または一般法人への移行は、その登記を申請することが効力発生要件となっています。

公益法人は3月決算法人がほとんどですので、新事業年度の開始に合わせて、今年の4月1日付けで登記をして、移行しようとする法人が多数存在します。

ところが、これらの多数の法人は、4月1日が日曜日であるため、移行の登記が申請できないという問題に直面してしまいました。

登記は移行の効力発生要件です。翌日4月2日に登記をするとすると、「4月1日の1日だけの事業年度」が生まれてしまい、煩雑な決算作業と2度の税務申告書の提出等が必要となってしまいます。

4月1日が日曜日だという事実には、多くの公益法人も、内閣府も、法務局も悩まされました。そして、各者で議論を交わした末に、次のような結論に至った訳です。

「多くの公益法人に多大な手間をかけるぐらいなら、法務局が1日だけ休日営業をします」

ただし、平成24年4月1日に受け付けてもらえる登記は、公益認定法人または一般法人への移行の登記のみです。

法務局の庁舎内に入ることはできても、株式会社の登記や不動産の登記は受け付けてもらえませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

前置きが長くなりましたが、以下、現在のこの「新公益法人制度」の運用状況について、ご案内させていただきます。

I 「新公益法人制度」の趣旨

「新公益法人制度」の趣旨は、従来の公益法人における「天下り」や「私益的活動」を減らし、今までより一層、「民間団体による公益的活動」を活性化させ、より良い社会にすることです。

公益認定法人へ移行した場合は、法人の1年間の支出額の50%以上を、公益を目的とした活動に使っていくこととなります。

一方で、一般法人へ移行した場合は、移行時に存在する正味財産額相当額を、今後の事業活動の中で公益を目的とした活動に使っていくこととなります。

いずれも、公益法人の保有する財産を、より公益のために役立てる結果に繋がることとなります。

なお、公益認定法人または一般法人への移行の申請は、平成20年12月1日から平成25年11月30日までの5年間に行う必要があります。

この期間に申請を行わなかった従来からの公益法人は、強制的に解散させられることとなってしまいます。

II 平成24年2月29日現在の申請状況

内閣府公益認定等委員会の公式発表によりますと、平成24年2月29日時点の「公益認定法人」または「一般法人」への移行の申請状況は次のとおりです。

(※全国の公益法人総数・・・約23,000法人)

1	公益認定法人への移行認定申請件数	5,566件
	うち認定を受けた件数	2,387件
2	一般法人への移行認可申請件数	3,720件
	うち認可を受けた件数	1,050件
3	認定または認可の申請件数合計	9,286件
	うち認定または認可を受けた件数合計	3,437件

従来の公益法人は、日本全国に23,000法人ほど存在すると言われていますが、まだそのうち40%程度しか申請しておらず、実際に認定・認可を受けた法人は15%に満たない状況です。

申請期限までには2年弱が残されてはいますが、これから先、相当に申請が集中することが予想されます。

また、現時点では公益認定法人を選択している法人の数が、一般法人を選択している法人の数を上回っていますが、これは、要件の厳しい公益認定法人を目指す法人ほど意識が高く、手続きに着手するのが早いからなのではないかと考えられます。

今後、一般法人を選択する法人の数が増加していき、その数は、最終的には公益認定法人よりも多くなるのではないかと予想されます。

Ⅲ 一般法人制度の利用の推奨

公益認定法人および一般法人に関する根本的なルールは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「一般法人法」といいます。）の中で規定されています。

一般法人法は、株式会社における根本的ルールである「会社法」に習って作られており、この2つの法律は非常に類似したものとなっています。

会社法は、解釈を迷うようなグレーな条文が少ないため、「良く出来た法律」と言われており、それと類似した一般法人法にも、同様のことが言えると思います。

一般法人は、主務官庁の許可等がなくても、設立登記を申請するだけで、法人として設立することができます。設立後に行っていく事業内容にも特に制約は無く、自由です。

そういった意味で、今までに無かった、非常に便利な法人の形態が誕生したと感じています。

実際に、一般法人法の施行された平成20年から現在に至るまで、多くの任意団体が一般法人を新規に設立して法人化するのをお手伝いする機会をいただきました。

2～3人しかいない社団でも、財産総額が300万円しかない財団でも、営利事業が中心の組織でも、同業者団体のような共益的活動を行うだけの組織でも、一般法人として設立することができます。

一方で、構成員1,000人以上の巨大な組織でも、数十億円の財産を拠出された大きな企業財団でも、「一般法人」として官公署の監督を受けることなく、事業活動を行うことができます。

このように、「一般法人」という法人形態は、幅広い組織に利用してもらえるように作られていますので、今後も利用される機会がより一層増えていくことが予想されます。

Ⅳ 最後に

今回のタイトルは「新公益法人制度の運用状況」としましたが、内閣府等への認定・認可の申請は、制度運用の始まりに過ぎません。

公益認定法人に移行するにしても、一般法人に移行するにしても、公益的活動が促進されていくのは、従来の公益法人の移行手続きが全て終了し、新しい組織体制での事業が開始されてからであると考えられます。

現在、移行の事務作業を進めている公益法人と、それを審査している内閣府および都道府県庁には、大きな負担が生じています。

法務局においては、今回おそらく初めての休日営業になることでしょう。

これらの関係者全員の努力が結実して、新公益法人制度の趣旨である「民による公益の増進」により、より良い社会が実現することを願っています。

新公益法人制度については、今後の E i w a N e w s でも随時ご案内をさせていただきます。

より詳しい内容をお知りになりたい場合は、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますようお願い申し上げます。